

国民年金保険料の「後納制度」について

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで、将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が平成30年9月まで実施されています。後納制度を利用することで年金額を増やすことや、年金の受給ができなかったかたが受給資格を得られることがあります。

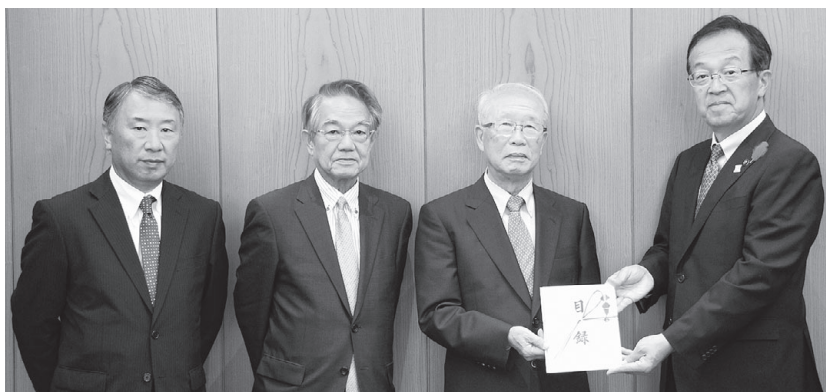
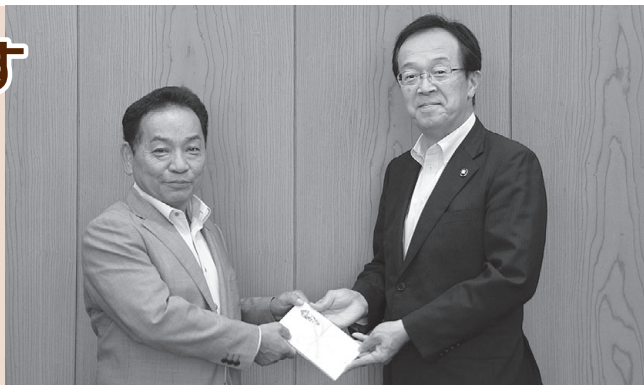
従来、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でしたが、平成29年8月からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。そのため、後納制度を利用し不足している保険料を納めることで、年金の受給ができなかったかたが受給資格を得られる可能性があります。ただし、すでに老齢基礎年金を受給しているかたなどは、後納制度の利用はできません。なお、後納制度を利用するには、お申し込みが必要です。

詳しくは、「ねんきん加入者ダイヤル」またはお近くの「年金事務所」へお問い合わせください。

- お問合せ ・ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004
- ・下館年金事務所 ☎0296(25)0829
- ・保険年金課 ☎0297(21)2187

寄附ありがとうございます

9月6日、豊里ゴルフクラブ(つくば市)にて、有限会社東日本クリーンシステム主催によるチャリティーゴルフ大会が開催され、福祉のために活用してほしいと、参加者より集められた募金5万3500円を寄附いただきました。大切に活用させていただきます。



また、10月13日、坂東インター工業団地に分譲契約を締結したトーカイ・パッケージングシステム株式会社から200万円を寄附いただきました。坂東インター工業団地整備事業及び圏央道へのアクセス環境整備などに活用させていただきます。